

証券コード4174
2026年4月13日
(電子提供措置の開始日2026年4月6日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町1番1号
株式会社アピリッツ
代表取締役社長執行役員CEO 和田順児

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「2026年度定時株主総会招集通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載して
おります。

当社ウェブサイト <https://appirits.com/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「アピリッツ」又は証券「コード」
に「4174」(半角)を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧く
ださい。

なお、当日ご出席されない場合は、書面及び電磁的方法により議決権を行使することができま
すので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りす
る議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年4月27日(月曜日)午後6
時までには到着するようご送付いただくか、議決権行使サイトより議決権を行使くださいますよう
お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年4月28日（火曜日）午前11時00分
2. 場 所 渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4 A
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 1. 第26期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結
果報告の件
2. 第26期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
4. 議決権の行使についてのご案内
3頁～5頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、ご送付している書面には記載しておりません。
連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

■ 当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時

2026年4月28日（火曜日）午前11時00分開催
（受付開始は午前10時30分を予定しております。）



招集ご通知



■ 当日ご出席されない場合



■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年4月27日（月曜日）午後6時00分必着

こちらを切り取って
ご返送ください



■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶ 詳細は4頁～5頁をご覧ください。

行使期限

2026年4月27日（月曜日）午後6時00分まで

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

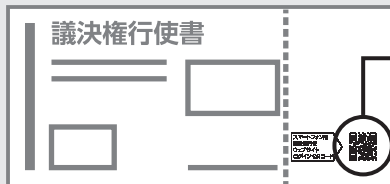
▶ 次頁に詳しくご紹介しています



■「スマート行使」による議決権行使について

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



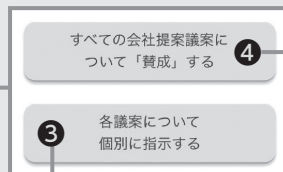
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

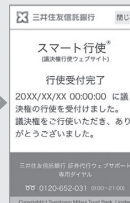


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。



パソコンによるアクセス手順 <https://www.web54.net>

① WEBサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトにアクセスするには、「インターネット」は必要事項を適切に設定する必要があります。ご不明な点は、お電話にてお問い合わせください。
- 本サイトは、Windowsで動作しています。

※本サイトに接続できない場合は、インターネット接続環境を確認してください。

●本サイトに接続できない場合は、インターネット接続環境を確認してください。

●本サイトに接続できない場合は、インターネット接続環境を確認してください。

●本サイトに接続できない場合は、インターネット接続環境を確認してください。

Copyright © Sanjō Fuyo Trust Bank, Limited
（東京都中央区）

③ パスワードの入力

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- 本サイトにアクセスするには、「インターネット」は必要事項を適切に設定する必要があります。
- 本サイトに接続できない場合は、インターネット接続環境を確認してください。
- 本サイトに接続できない場合は、インターネット接続環境を確認してください。

議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力してください。

ご登録になるパスワード:

確認のパスワード:

② ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」をクリックしてください。
- 議決権行使コードは、議決権行使書用紙に記載されています。
（電子メールなどでお知らせ、お知らせしております。お電話でもお問い合わせください。）

議決権行使コード:

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート

 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	和田順見 (1975年1月3日) 再任	1993年4月 富士通株式会社 入社 2000年4月 株式会社フレックス・ファーム（現株式会社KSK）入社 2004年5月 住商アドミサービス株式会社 入社 2005年12月 当社 入社 2007年4月 当社 執行役員 2009年9月 当社 執行役員副社長 2010年4月 当社 取締役副社長 執行役員 2011年4月 当社 取締役副社長 執行役員COO 2014年4月 当社 代表取締役社長 執行役員CEO（現任） 2022年1月 株式会社ムービングクルー 取締役 2022年7月 株式会社Y's 取締役（現任） 2024年6月 Bee2B株式会社 取締役（現任） 2024年10月 株式会社クエイル 取締役（現任） 2025年8月 株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー 取締役（現任）	208,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	なかだて ひろき 中館博貴 (1986年11月26日) 再任	2009年4月 株式会社三陽商会 入社 2011年4月 株式会社グッドスタッフ (現株式会社DEITA) 入社 2011年5月 同社 総務課長 2012年11月 株式会社Y's入社 総務課長 2013年4月 同社 取締役副社長 2020年4月 同社 取締役CEO 2022年7月 同社 取締役 (現任) 2025年3月 株式会社ムービングフルー 取締役 2025年4月 株式会社JUTJOY 取締役 (現任) 2025年4月 当社 取締役執行役員CSO (現任) 2025年10月 Bee2B株式会社 監査役 (現任) 2025年10月 株式会社クエイル 監査役 (現任)	28,200株
3	きたがみ しんいち 北上真一 (1957年10月20日) 再任	1981年4月 旧株式会社日本交通公社 (現株式会社JTB) 入社 2006年4月 旧株式会社i.JTB 代表取締役社長 2008年10月 旧株式会社JTB情報システム (現I&Jデジタルイノベーション株式会社) 取締役副社長 2011年2月 株式会社JTBビジネスイノベーターズ 代表取締役常務 2011年4月 東京都市大学 都市生活学部 非常勤講師兼務 2018年4月 静岡県立大学 経営情報学部 特任教授 大学院経営情報イノベーション研究科 特任教授 2023年4月 静岡県立大学 経営情報学部 客員教授 (現任) 2023年4月 当社取締役 (現任)	—
4	しょうのう ま ゆ 正能茉優 (1991年8月22日) 再任	2014年3月 株式会社ハピキラFACTORY 代表取締役 (現任) 2019年4月 慶應義塾大学大学院 特任助教 2020年7月 パーソルキャリア株式会社入社 (現任) 2021年3月 株式会社ガイアックス 社外取締役 (現任) 2023年4月 当社取締役 (現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	うちだ まさあき 内田 雅章 (1970年9月8日) 新任	1994年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2000年4月 株式会社アスコット 入社 2001年4月 有限会社オフィス内田 設立 代表取締役（現任） 2001年12月 日本ベンチャー協議会 事務局長 就任 2004年4月 株式会社就職課 代表取締役 就任 2004年9月 「学生新聞」 創刊 2014年6月 TOP CONNECT株式会社 設立 代表取締役 （現任） 2021年4月 「中高生新聞」 創刊 2021年10月 「小学生新聞」 創刊	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 北上真一氏、正能茉優氏及び内田雅章氏は、社外取締役候補者であります。
3. 北上真一氏は、JTBグループ企業の大要職を歴任し、ウェブ開発やeコマース事業をけん引したほか、静岡県立大学経営情報学部並びに大学院経営情報イノベーション研究科の特任教授として観光学の研究に従事した経験を有しています。これらの知見とインターネットビジネスにおける経営経験を活かし、当社の経営に対して有益な意見や指導が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 正能茉優氏は、慶應義塾大学総合政策学部在学中に小布施若者会議を創設し、地域活性化に寄与したほか、株式会社ハピキラFACTORYを創業、女性目線・若者目線で地域商材のプロデュースを行っております。また、ミレニアル世代の世代論、組織論の分野にも明るく、これらの知見や多様な経験に基づいた客観的かつ時流に沿った立場からの意見が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者となりました。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 内田雅章氏は、金融機関勤務を経て複数の企業において事業開発・企業間連携支援に携わり、その後、TOP CONNECT株式会社の代表取締役として、経営者ネットワークを活用した事業アライアンス支援、新規事業創出支援、人材育成・組織開発に関する活動を幅広く行っております。また、長年にわたり多様な業種の経営者と交流し、企業成長に向けた課題解決や事業拡大に関する助言を行ってきた経験を有しており、これらの知見に基づく客観的かつ実務的な視点からの意見が、当社の経営に有益であると判断しております。これらの理由から、同氏を社外取締役候補者として選任するものであります。
6. 当社は、北上真一氏及び正能茉優氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社と北上真一氏及び正能茉優氏は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者であります内田雅章氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案でお諮りする取締役の再任候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記のとおり当社の子会社の取締役に対して、特に有利な条件でストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社の取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

(1) 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社の子会社の取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数は100個を上限とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式10,000株を上限とし、具体的な配分につきましては、本株主総会終結後に開催される当社の取締役会において決定することとします。

ただし、上記の上限数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする他、新株予約権の目的となる株式の数が調整された場合には、調整後の新株予約権の目的となる株式の数に新株予約権の上限数を乗じた数を上限とします。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」）は100株とします。ただし、本株主総会終結後、当社が普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当又は株式併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要かつ合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとします。

上記の調整は、新株予約権のうち、調整を必要とする事象の効力発生時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げます）又は新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とします。

ただし、割当日以降、当社が当社普通株式につき次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ① 当社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主の売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当該新株の発行又は自己株式の処分の直前時における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「株式発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。また、算式中の「株式発行前の株価」は、直前の東京証券取引所における最終取引価格とし、やむを得ない事由により該当する最終取引価格が存しない場合は、当社が合理的な裁量に基づき定める価格とする。

- ③ 上記の他、割当日後に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

本株主総会終結後に別途開催される当社の取締役会における付与決議の日後2年を経過し

た日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日までの範囲で、当社の取締役会において定めるものとします。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとします。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとします。ただし、諸般の事情を考慮のうえ権利の存続を当社の取締役会が承認した場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権の行使は1個単位とし、1個未満の行使は認めないものとします。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできないものとします。
- ④ 新株予約権者は、(5)に定める行使期間内に限り行使することができるものとします。ただし、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日～12月31日）の合計額が新株予約権者一人あたり1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
- ⑤ その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、及び以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとしします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という）の新株予約権を交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式

交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(3)に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

イ) 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

ロ) 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(4)で定められる行使価額を調整して得られる額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定します。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

上記(9)に準じて決定します。

(11) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(12) 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない場合にはその旨

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとします。

(13) 新株予約権の割当日

本株主総会終結後に別途開催される新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものとします。

以 上

事業報告

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策効果を背景に緩やかな回復基調で推移した一方、欧米における高金利環境の長期化、中国の不動産市場の停滞、中東情勢の不安定化、資源価格の変動、為替の急激な変動など、国内外の経済環境には依然として不確実性が残る状況となりました。企業の投資姿勢は総じて堅調であるものの、プロジェクトの大型化・複雑化に伴うリスク管理の重要性が一段と高まっております。

当社グループが属するインターネット関連市場・オンラインゲーム市場においては、企業・自治体におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）投資が継続し、クラウド、AI、データ利活用を中心としたIT投資意欲は引き続き高水準で推移しました。特に、生成AI技術の急速な普及は、開発プロセスの効率化や新規サービス創出を後押しし、企業のDX投資をさらに加速させる要因となっております。一方で、デジタル人材の不足は構造的な課題となっており、需給ギャップの拡大に伴う人材獲得競争の激化や開発単価の上昇が続いています。

このような事業環境のもと、当社グループは「ザ・インターネットカンパニー」をビジョンに掲げ、Webソリューション事業、デジタル人材育成派遣事業、推しカルチャー&ゲーム事業の3セグメントを中心に事業を展開してまいりました。当社グループが提供するサービスは、企業のDX推進、デジタル人材の育成・活用、IPを活用したデジタルコンテンツ運営など、社会のデジタル化を支える幅広い領域にまたがっており、各事業が相互に補完し合う構造を形成しております。

中期ビジョン「アピリッツVISION2030」では、事業環境の変化に対応し、持続的な成長を実現するため、組織・人材の質的な強化を重点方針としております。生成AIの普及や開発プロセスの高度化を踏まえ、従来の若手中心の体制から、要件定義・設計・アーキテクチャ構築を担うミドル～シニア層を戦略的に増強し、高付加価値領域に対応できる人材ポートフォリオへの転換を進めております。また、若手人材についても、教育体系の再構築や横断的なコミュニティ形成を通じて継続的なスキル向上を支援し、組織全体の生産性向上につなげております。

さらに、当社グループが成長戦略として掲げるM&A戦略の面では、当社グループの既存事

業との高いシナジーが見込める開発会社や、先端技術領域に強みを持つ企業、および優良な顧客基盤を有する企業を対象に、積極的な検討を継続いたします。これにより、技術ポートフォリオの拡充とデジタル人材の確保を加速させ、グループ全体の企業価値最大化を図ってまいります。

なお、過年度から当連結会計年度末までに実現したM&Aは以下のとおりであり、いずれも完全子会社化しております。

時期	名称	事業内容
2022年1月	株式会社ムービンググループ	ファンコミュニティサイトの企画・開発・運営等
2022年7月	株式会社Y's	IT人材派遣、Webサイト制作等
2024年6月	Bee2B株式会社	Webサービス、システム開発・構築、運用・保守、コンサルティング等
2024年10月	株式会社クエイル	スマホアプリ・Webアプリケーション開発、AWSを主軸としたインフラ・クラウドサービスの構築・移行・運用、Webサイト制作等
2025年4月	株式会社JUTJOY	SES、エンジニア教育、受託開発、営業・採用・教育支援、マーケティング等
2025年11月	BUNBU COMPANY LIMITED	ソフトウェア開発等

(注) 1. 株式会社ムービンググループは、2025年6月1日付けで当社へ吸収合併しております。

2. 株式会社JUTJOYは、株式会社Y'sがその全株式を取得しており、当社の孫会社に当たります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、以下のとおりとなりました。

売上高 9,955,206千円 (前年同期比10.5%増)
 営業損失 309,393千円 (前年同期は営業利益185,628千円)
 経常損失 317,025千円 (前年同期は経常利益185,547千円)
 親会社株主に帰属する当期純損失 465,332千円 (前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益45,968千円)

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。
 なお、セグメント間取引消去前の金額を記載しております。

(Webソリューション事業)

Webソリューション事業におきましては、企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)需要が継続するなか、中長期的な収益基盤の強化を目的として、事業構造の見直しを進めてまいりました。一方で、大型不採算案件への対応が事業全体の収益性や案件運営に大きな影響を及ぼしました。フロントエンド先行の設計進行やスコープ管理の不足に起因する手戻りが発生し、外注費の増加および工数超過が利益を圧迫したほか、不採算案件へのリソース集中により新規案件の獲得活動が制約され、開発ラインの確保が困難となったことで、売上成長が一時的に鈍化いたしました。

こうした状況を踏まえ、当社グループでは、プロジェクト管理体制の抜本的な強化に取り組んでおります。具体的には、要件定義段階における技術審査の厳格化、全社横断のプロジェクト管理機能(PMO)による進捗・リスク管理の強化、設計品質の向上に向けたレビュー体制の整備など、再発防止に向けた施策を段階的に実行しております。また、生成AIの普及や開発プロセスの高度化を踏まえ、従来の若手中心の体制から、要件定義・設計・アーキテクチャ構築を担うミドル～シニア層を中核とした体制へと再構築を進めております。これにより、高付加価値な大型案件への対応力を強化し、品質と生産性の両立を図ることで、競争力の向上を目指しております。

なお、当該不採算案件につきましては、当第4四半期連結会計期間を底として、翌連結会計年度第1四半期中には収束する見通しであり、以降は新規案件獲得活動の再開と収益性の改善を図ってまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,519,583千円(前年同期比7.1%増)、セグメント利益は98,181千円(前年同期比78.6%減)となりました。

(デジタル人材育成派遣事業)

デジタル人材育成派遣事業におきましては、企業のDX推進が継続するなか、システム開発やクラウド、生成AI活用などの領域で高度なデジタル人材への需要は引き続き高水準で推移いたしました。こうした環境を踏まえ、当社グループでは、従来の未経験層中心の採用・育成モデルから、上流工程を担えるミドル～シニア層の採用強化へと重点を移し、質的な体制強化を進めております。

また、派遣に加えて、技術リードやプロジェクトマネジメントを含むラボ型開発(受託開発)の拡大にも取り組んでおり、より高付加価値なサービス提供が可能な体制構築を進めております。当連結会計年度は大口派遣先の契約終了に伴う待機コストの発生や、中核人材の

先行採用により、短期的には収益を押し下げる結果となりました。しかし、採用した人材は順次稼働が進んでおり、翌連結会計年度第1四半期以降は稼働率の改善と収益性の回復を見込んでおります。今後は、人材派遣と受託開発を融合させた柔軟な提供形態を強みとし、AI等の最先端技術を使いこなす高度人材の輩出を通じて、当社グループ全体の事業規模拡大と強固な収益基盤の構築を目指してまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,850,157千円（前年同期比22.1%増）、セグメント損失は11,925千円（前年同期はセグメント利益39,140千円）となりました。

（押しカルチャー&ゲーム事業）

押しカルチャー&ゲーム事業におきましては、主としてスマートフォン向けオンラインゲームの運営およびファンクラブサービスの提供を行っております。市場環境におきましては、「押し活」に代表されるユーザーの消費行動が定着・活発化しており、当社グループでは有力なIP（知的財産）を活用した周辺ビジネスの拡大を推進しております。

オンラインゲーム運営におきましては、「けものフレンズ3」および「UNI'S ON AIR（ユニゾンエア）」が2025年9月にサービス開始6周年を迎え、各種周年イベントの実施が売上に寄与いたしました。また、2025年6月には「乃木坂的フラクタル」の運営体制を当社へ完全移管し、運営パイプラインの拡充と収益獲得機会の最大化を図っております。費用面におきましては、運営体制の効率化および外注工程の内製化を継続的に進めたことにより、外注費を中心とした運営コストの削減が着実に進捗しております。

一方で、事業の分社化に伴う組織再編の影響により、従来全社費用として処理していた一部の共通費用が当セグメントへ配賦される運用となった結果、会計上のセグメント利益は前連結会計年度と比較して低減いたしました。

今後の事業展開につきましては、開発リスクの低減と早期の収益化を重視し、自社投資による新規開発から、受託開発プロジェクトを中心とした堅実な開発方針へとシフトしております。これにより、これまでに蓄積したIP運営ノウハウを最大限に活用しつつ、投下資本の厳格なコントロールとキャッシュ・フローの改善を最優先してまいります。なお、新規タイトル等の大規模開発投資につきましては、事業全体の収益力が十分に回復した段階で、市場環境を精査した上で改めて検討する方針であります。

これらの取り組みを通じて、安定的な売上基盤の確立と高効率な運営体制を両立させ、中長期的な成長余地の確保と収益性の向上に邁進してまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,667,061千円（前年同期比9.1%増）、セグメント利益は341,646千円（前年同期比26.3%減）となりました。

事業別売上高

事業別	売上高
Webソリューション事業	3,519,583 千円
デジタル人材育成派遣事業	1,850,157 千円
推しカルチャー&ゲーム事業	4,667,061 千円
合計	10,036,801 千円

(注) セグメント間取引消去前の金額を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は47,747千円であり、その主な内容は、建物、工具、器具及び備品の取得によるものであります。

③ 事業の譲渡及び譲受の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2025年4月1日に当社の子会社である株式会社Y'sが株式会社JUTJOYの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

2025年6月1日に株式会社アピリッツが子会社である株式会社ムービンググループを吸収合併いたしました。

2025年8月1日に株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナーを設立し、同社を連結子会社といたしました。

2025年11月25日にBunbu Joint Stock Companyの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

⑤ 資金調達状況

当連結会計年度の資金調達は、設備投資及び運転資金、M&Aによる株式取得資金の確保を目的として、長期借入金100,000千円の調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社グループが認識している主な経営課題は次のとおりです。

① 不採算案件の再発防止とプロジェクト管理体制の強化

当社グループは、Webソリューション事業において、要件定義や設計内容の整理が十分でないまま開発工程へ移行したことにより、追加対応や手戻りが発生し、外注費や工数が増加することで、プロジェクト収益性が大きく損なわれる事象が生じることがありました。これらは、上流工程の精度やプロジェクト管理体制、原価管理体制における課題が顕在化したものと認識しております。

当社グループでは、同様の事象の再発防止を重要な経営課題として位置づけ、受注前審査における採算性・リスク評価の強化、技術部門・品質管理部門・PMO（プロジェクト管理機能）による複合的な案件レビューの導入など、案件受注プロセス全体の品質向上を図ることで、プロジェクト収益性の改善と事業基盤の強化に努めてまいります。

また、プロジェクトマネジメント体制の強化として、PMOによる進捗・品質・原価の横断的なモニタリングを実施し、受注した案件についても毎週の進捗確認を通じてコスト超過やスケジュール遅延の予兆を早期に把握することで、必要なりカバー策を速やかに講じる仕組みを整えております。

② 技術革新への対応

当社グループは、Webシステム、アプリケーション、オンラインゲームなど多様なサービスを提供しており、生成AIをはじめとするデジタル技術の進化や、インターネットを基盤とした各種技術革新への継続的な対応が求められております。また、顧客企業やユーザーが求めるサービス水準や体験価値も大きく変化しており、これらの変化を的確に捉え、技術選定・開発手法・運用体制を柔軟に進化させることが重要な課題であると認識しております。

当社グループでは、技術動向の把握と研究開発の強化、生成AIの活用による生産性向上、および市場ニーズに応じたサービス品質の向上に取り組んでまいります。

③ 優秀なデジタル人材の確保・定着

当社グループが持続的に成長するためには、高度なデジタル技術を有する人材や、新たな技術領域に適応できる柔軟性を備えた人材の確保・育成が不可欠であると認識しております。一方で、生成AIの普及や案件の大型化に伴い、必要とされるスキルセットが変化していることから、人材ポートフォリオの最適化や、専門性の高い人材の確保がより重要となっております。

当社グループでは、働きやすい環境整備、適正な評価・報酬制度の運用、および従業員のキャリア形成を支援する施策を通じて、人材の定着と成長を促進してまいります。

④ 教育・研修への取り組み

当社グループは若手の従業員が多く、個人の成長が今後の長期的な企業成長へ繋がると考えております。そのため「学ぶ」というテーマが従業員の充実した生活と個人の成長を繋げる概念になると考え、そのための仕組みづくりが重要であると認識しております。また、支援体制につきましても、資格取得支援制度や社内研修を充実させることで人材育成により一層注力してまいります。

⑤ M&Aを利用した事業の拡大

当社グループは、成長戦略の一環として中小規模のM&Aを継続的に推進しております。M&Aにより、事業領域の拡大や優秀な人材の獲得、サービスラインの強化を図ってまいりました。今後も、当社グループの事業とのシナジー、事業戦略との整合性、買収後の収益性を慎重に評価しつつ、統合プロセス（PMI）の強化を通じて、グループ全体の価値向上に繋がるM&Aを推進してまいります。

⑥ サステナビリティ経営への取り組み

当社グループは、社会的責任としてサステナビリティ経営が重要な課題であると認識しております。当社グループは、サステナビリティ経営の基本となるESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みの開示強化を積極的に進めており、事業活動を通じて地球環境問題解決への貢献、多様性豊かな社会づくりのための活動、透明性の高い経営環境の確保に繋がるよう努めてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、内部管理体制の充実に努めてまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2023年 1 月期)	第 24 期 (2024年 1 月期)	第 25 期 (2025年 1 月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (2026年 1 月期)
売 上 高 (千円)	7,323,080	8,427,942	9,008,810	9,955,206
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (千円)	210,206	386,321	45,968	△465,332
1 株当たり当期純 利益又は 1 株当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	52.22	94.32	11.20	△115.33
総 資 産 (千円)	4,198,509	4,585,841	5,760,055	5,704,468
純 資 産 (千円)	2,121,303	2,468,374	2,394,506	1,860,735

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2023年 1 月期)	第 24 期 (2024年 1 月期)	第 25 期 (2025年 1 月期)	第 26 期 (当事業年度) (2026年 1 月期)
売 上 高 (千円)	6,358,009	6,870,320	7,147,359	5,770,275
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	215,734	400,725	115,847	△736,274
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	53.60	97.84	28.21	△182.48
総 資 産 (千円)	3,993,959	4,404,394	5,483,352	4,460,713
純 資 産 (千円)	2,153,481	2,514,955	2,510,966	1,713,893

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②親会社との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業
株式会社Y's	10,000千円	100%	IT人材派遣、Webサイト制作等
Bee2B株式会社	10,000千円	100%	Webサービス、システム開発・構築、運用・保守、コンサルティング等
株式会社クエイル	20,300千円	100%	スマホアプリ・Webアプリケーション開発、AWSを主軸としたインフラ・クラウドサービスの構築・移行・運用、Webサイト制作等
株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー	100,000千円	100%	オンラインゲームの企画・開発・運営、ファンクラブサービスの企画・開発・運営
BUNBU COMPANY LIMITED	1,050百万ドン	100%	ソフトウェア開発等

(5) 主要な事業内容

事業	主要製品・事業内容
Webソリューション事業	ビジネス系ポータルサイト・ECサイト等のWebシステム受託開発・運営及び保守、Webマーケティング支援・セキュリティ診断等の各種サービス
デジタル人材育成派遣事業	Webソリューション事業及びオンラインゲーム事業の両事業領域におけるデジタル人材派遣
押しカルチャー&ゲーム事業	自社企画オンラインゲームの開発・運営及びオンラインゲームの受託開発、ファンクラブサービスの企画・開発・運営

(6) 主要な営業所

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

株式会社Y's	本社（東京都渋谷区）
Bee2B株式会社	本社（東京都渋谷区）
株式会社クエイル	本社（鹿児島県鹿児島市）
株式会社JUTJOY	本社（東京都渋谷区）
株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー	本社（東京都渋谷区）
BUNBU COMPANY LIMITED	ベトナム ハノイ市

(注) 株式会社JUTJOYは株式会社Y'sの子会社（当社の孫会社）であります。

(7) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
820名	100名増

(注) 上記従業員には、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員)を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
386名 (15名)	174名減 (66名減)	33.1歳	5.0年

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員を含む。)は、()外数で記載しております。

2. 減少の主な要因は、2025年8月1日付で会社分割を行ったためです。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	620,715 千円
株式会社埼玉りそな銀行	394,999 千円
株式会社三菱UFJ銀行	226,672 千円
株式会社商工組合中央金庫	218,400 千円
株式会社みずほ銀行	195,000 千円
株式会社武蔵野銀行	186,102 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,840,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,196,562株(自己株式150,000株を含む)
- (3) 株主数 2,154名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社エイ・ティー・ジー・シー	1,555,200	38.43
クリプトメリア株式会社	240,400	5.94
魚谷 幸一	239,400	5.92
和田 順児	208,200	5.15
アピリッツ従業員持株会	84,400	2.09
笠谷 真也	83,700	2.07
八木 広道	48,000	1.19
田中 茂	47,900	1.18
富田 英揮	46,200	1.14
喜藤 憲一	43,600	1.08

(注) 当社は自己株式150,000株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

- ① 新株予約権の払込金額
払込を要しない

② 新株予約権の行使条件

- i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上権利の存続を取締役会が承認した場合は、この限りではない。
- ii) 新株予約権の行使は1個単位とし、1個未満の行使は認めない。
- iii) 新株予約権者は、当該新株予約権者自身の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日～12月31日)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
- iv) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

③ 新株予約権の数

1,129個

④ 目的となる株式の種類及び数

普通株式 163,900株

⑤ 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	回次 行使価額	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	保有者数	備考
取締役 (社外取締 役を除く)	第8回A 400円	2021年5月18日から 2029年1月31日まで	10個	普通株式 3,000株	1名	(注)
	第9回A 434円	2022年4月26日から 2030年1月31日まで	235個	普通株式 70,500株	1名	(注)
	第10回A 1,232円	2025年5月20日から 2032年5月19日まで	96個	普通株式 9,600株	1名	-
	第10回B 1,044円	2025年7月23日から 2032年7月22日まで	48個	普通株式 4,800株	1名	-
	第11回A 1,120円	2025年5月20日から 2033年5月19日まで	100個	普通株式 10,000株	1名	-
	第12回 1,201円	2027年5月1日から 2034年5月17日まで	390個	普通株式 39,000株	2名	-
	第13回 876円	2027年5月23日から 2035年5月22日まで	240個	普通株式 24,000株	1名	-
監査役	第7回A 400円	2021年2月25日から 2028年1月31日まで	10個	普通株式 3,000株	1名	(注)

(注) 2020年9月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割、2021年10月1日付で1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、「行使価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権に関する事項

第13回新株予約権（2025年5月22日取締役会決議）

- i) 新株予約権の払込金額
払込を要しない
- ii) 新株予約権の行使条件
 - ア) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上権利の存続を取締役会が承認した場合は、この限りではない。
 - イ) 新株予約権の行使は1個単位とし、1個未満の行使は認めない。
 - ウ) 新株予約権者は、当該新株予約権者自身の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日～12月31日)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
 - エ) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- iii) 新株予約権の数
540個
- iv) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 54,000株（新株予約権1個につき100株）
- v) 新株予約権の行使価額
1個あたり 87,600円
- vi) 新株予約権の行使期間
2027年5月23日から2035年5月22日まで

vii) 新株予約権の区分別合計

区分	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	交付者数
取締役	240個	24,000株	1名
従業員	100個	10,000株	1名
子会社取締役	200個	20,000株	2名

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	和 田 順 児	執行役員CEO 株式会社Y's取締役 Bee2B株式会社取締役 株式会社クエイル取締役 株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー取締役
取締役	中 館 博 貴	執行役員CSO 株式会社Y's取締役 株式会社JUTJOY取締役 Bee2B株式会社監査役 株式会社クエイル監査役
取締役	川 又 啓 子	青山学院大学総合文化政策学部教授
取締役	北 上 真 一	静岡県立大学経営情報学部客員教授
取締役	正 能 茉 優	株式会社ハピキラFACTORY代表取締役 株式会社ガイアックス社外取締役
常勤監査役	三 原 順	株式会社Y's監査役 株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー監査役
監査役	石 上 尚 弘	石上法律事務所弁護士 川口化学工業株式会社取締役（監査等委員）
監査役	伊 藤 英 佑	伊藤会計事務所代表 八面六臂株式会社監査役 株式会社ライブポリューション監査役 株式会社マーケットエンタープライズ監査役 株式会社モバイルファクトリー取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役川又啓子、北上真一及び正能茉優の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石上尚弘及び伊藤英佑の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石上尚弘氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有する者であります。
4. 監査役伊藤英佑氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 当社は、取締役川又啓子、北上真一及び正能茉優の各氏、監査役石上尚弘及び伊藤英佑の両氏を、株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 2025年4月25日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって、永山亨氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額までに限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

- ① 取締役の報酬等は、2020年9月10日開催の臨時株主総会で報酬総額を「年額200百万円以内」と決議しております。なお、決議当時の取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。
- ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は2021年2月24日取締役会で次のとおり決議しております。
 1. 基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成するものとする。
 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
 3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付

与するため、非金銭報酬として新株予約権（税制適格ストックオプション）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額における取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど固定報酬としての基本報酬の金額が高まる構成とし、社外取締役の意見を聴取し検討を行う。

取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長は、社外取締役の意見内容を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員CEOである和田順児がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役の意見を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長執行役員CEOは、当該意見の内容に従って決定をしなければならないこととする。

委任の理由は、役位、職責、在任年数等及び当社の業績を総合的に勘案した報酬額の決定においては、代表取締役社長執行役員CEOに委任することが最適であると判断しているためです。

なお、新株予約権（税制適格ストックオプション）は、社外取締役の意見を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ決定方針に基づき報酬原案を策定し、独立社外取締役の意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等は、2020年9月10日開催の臨時株主総会で報酬総額を「年額40百万円以内」と決議しております。各監査役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、業務の分担等を勘案し、監査役の協議にて決定するものとしております。なお、決議当時の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外)	66,248 (10,800)	56,700 (10,800)	— (—)	9,548(—)	6(3)
監査役 (うち社外)	19,200 (4,800)	19,200 (4,800)	— (—)	— (—)	3(2)
計 (うち社外)	85,448 (15,600)	75,900 (15,600)	— (—)	9,548(—)	9(5)

(注) 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。当該新株予約権の内容及びその交付状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	川又啓子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
取締役	北上真一	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
取締役	正能茉優	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
監査役	石上尚弘	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。
監査役	伊藤英佑	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を5回行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び見積りの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、ESネクスト有限責任監査法人と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して、2015年8月17日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議し、2018年11月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は次のとおりです。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。
- (2) 毎月1回以上開催する取締役会において、経営事項の審議及び決議を迅速に行い、各取締役の執行状況を監督する。契約を締結する際は、社内規程に基づき適切な社内手続を経て契約を締結する。
- (3) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査部門は必要に応じて監査役・監査法人と情報を交換し、効率的な内部監査を実施する。
- (4) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について監査し、必要に応じて取締役会・代表取締役に対し勧告する。
- (5) 「リスク・コンプライアンス規程」を通じ、法令、定款及び社会規範等の遵守の必要性を理解し、またその教育活動を推進する。
- (6) 反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、これを社内に周知徹底する。
- (7) 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みを構築する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、適時に開示できるよう適切に保存及び管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の意思決定は、取締役会・執行役員会等において十分に審議を行う。
- (2) 取締役は、リスク・コンプライアンス管理委員会を通じて当社全体の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。また、執行役員は、所管する部門についての諸リスクの把握、評価及び管理に努める。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2) 代表取締役社長のもとに取締役、執行役員及び各部門責任者で構成された執行役員会を設置し、社長は取締役会で決定した方針及び計画に基づき、各執行役員及び各部門責任者に必要な指示を伝達する。また、執行役員会において、各部門責任者は各部門の業務執行状況を報告する。
- (3) 日常の職務の執行においては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、効率的な職務の執行を図る。

5 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 親会社を含む企業集団との取引は、取引の実施及び取引条件の決定等に関する適正性を確保し、客観的かつ合理的な内容で行うものとする。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、補助するための使用人を配置する。
- (2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって命令を受けた事項に関しては、取締役その他上長等の指揮命令を受けない。

7 子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」その他関連規程に基づき、子会社が当社の取締役会や社長承認を要する事項及び報告する事項を定め、連携と統制を行う仕組みを構築する。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況を聴取し、関係書類を閲覧することができる。
- (2) 取締役等は、監査役に対して法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・意見交換が適切に行えるよう協力する。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた事項がある場合は、迅速かつ的確に報告する。
- (4) 当社は、取締役及び使用人が監査役へ報告をしたことを理由として、報告をした者に対して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

9 監査役の仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の仕事執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

10 その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査法人や内部監査部門と連携し、効果的かつ効率的に監査を実施する。
- (2) 適宜、各監査役で構成される監査役会を開催し、各監査役相互の情報共有を図る。
- (3) 監査役は、監査法人や内部監査部門より定期的に監査の状況報告を受け、監査の有効性、効率性を高める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、定期的開催している取締役会、リスク・コンプライアンス管理委員会や執行役員会等において、各役員・部門間の情報共有を行い、全社的なリスク管理を行えるよう努めております。

また、監査役が効率的に監査を行えるよう、内部監査部門や監査法人と適宜に連絡を取り合えるような体制を整備しております。取締役・使用人におきましても、監査役に適時に情報の提供を行い、監査役監査に協力するように努めております。

今後も「内部統制システムの基本方針」を遵守し、継続的に業務の見直し・改善を行い、適切な内部統制システムの構築・運用が行えるよう努めてまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。利益配分にあたっては、経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮し、毎期の業績を反映しつつ、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案して決定する方針です。

配当については、配当性向30%を目安に決定し、安定的かつ業績を反映させた増配の継続を目指します。また、資本収益性向上への取り組みの結果として発生した余剰資金を利用して、経営を取り巻く諸環境を踏まえ、機動的に自己株式の取得を行う事も選択肢といたします。

当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期は、Webソリューション事業における不採算案件の影響に加え、税効果会計に基づく繰延税金資産の取り崩し等により、親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。しかしながら、当社は株主還元を重視する上記の基本方針に基づき、期末配当金については期初予想どおり1株につき14円といたしました。なお、中間期において、中間配当金1株につき14円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき28円となります。

翌事業年度の配当金につきましては、収益回復の見通しを踏まえ、1株当たり中間配当金14円50銭と期末配当金14円50銭を合わせ、年間配当金29円（1円増配）を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,479,922	流 動 負 債	2,867,792
現金及び預金	2,118,468	買掛金	311,852
売掛金及び契約資産	1,756,926	短期借入金	674,998
仕掛品	16,729	1年内返済予定の長期借入金	387,628
その他	588,627	未払金	965,653
貸倒引当金	△829	未払法人税等	65,597
固 定 資 産	1,224,546	契 約 負 債	204,177
有 形 固 定 資 産	216,887	未 払 消 費 税 等	128,019
建物	129,241	賞 与 引 当 金	43,760
工具、器具及び備品	87,646	受 注 損 失 引 当 金	20,182
無 形 固 定 資 産	239,381	そ の 他	65,921
ソフトウェア	601	固 定 負 債	975,940
のれん	238,779	長 期 借 入 金	810,754
投 資 そ の 他 の 資 産	768,277	そ の 他	165,186
投資有価証券	21,020	負 債 合 計	3,843,732
差入保証金	556,035	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	170,323	株 主 資 本	1,789,430
その他	22,108	資 本 金	653,187
貸倒引当金	△1,210	資 本 剰 余 金	551,357
		利 益 剰 余 金	700,447
		自 己 株 式	△115,562
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△7,639
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△7,639
		新 株 予 約 権	78,944
		純 資 産 合 計	1,860,735
資 産 合 計	5,704,468	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,704,468

連結損益計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,955,206
売上原価		8,409,476
売上総利益		1,545,730
販売費及び一般管理費		1,855,123
営業損失(△)		△309,393
営業外収益		
受取利息	3,098	
受取手数料	3,297	
物品売却益	3,098	
助成金収入	2,287	
未払配当金除斥益	1,434	
その他	916	14,133
営業外費用		
支払利息	20,967	
その他	798	21,765
経常損失(△)		△317,025
特別利益		
新株予約権戻入益	16,036	16,036
特別損失		
固定資産除却損	3,003	
投資有価証券売却損	427	3,431
税金等調整前当期純損失(△)		△304,419
法人税、住民税及び事業税	81,408	
法人税等調整額	79,503	160,912
当期純損失(△)		△465,332
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△465,332

連結株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年2月1日残高	645,112	543,282	1,254,405	△115,562	2,327,237
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	8,075	8,075			16,150
剰余金の配当			△88,625		△88,625
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△465,332		△465,332
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	8,075	8,075	△553,957	－	△537,807
2026年1月31日残高	653,187	551,357	700,447	△115,562	1,789,430

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2025年2月1日残高	－	－	67,268	2,394,506
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				16,150
剰余金の配当				△88,625
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)				△465,332
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△7,639	△7,639	11,676	4,037
連結会計年度中の変動額合計	△7,639	△7,639	11,676	△533,770
2026年1月31日残高	△7,639	△7,639	78,944	1,860,735

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー 株式会社Y's Bee2B株式会社 株式会社クエイル 株式会社JUTJOY BUNBU COMPANY LIMITED

株式会社JUTJOYの全株式を取得して子会社化したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社であった株式会社ムービンググループは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナーを新設分割により設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

Bunbu Joint Stock Companyの全株式を取得して子会社化したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、連結子会社であるBunbu Joint Stock Companyは2025年12月30日付でBUNBU COMPANY LIMITEDに社名変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のBUNBU COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主に定率法を採用しております。

ただし、建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(のれんを除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。ただしサービス提供目的のソフトウェアについては、2年以内の見込利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③のれん

のれんの償却については、その効力の及ぶ期間（5年）の定額法により償却を行っております。

(3) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。

③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① Webソリューション事業

a. 受託開発

当社グループは顧客との間で、Webサイトやシステム、スマートフォンアプリ等の開発に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する受託開発サービスの提供であります。

受託開発サービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

b. 運用・保守

当社グループは顧客との間で、Webサイトやシステム、スマートフォンアプリ等の運用・保守に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する運用・保守サービスの提供であります。

運用・保守サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

c. コンサルティング

当社グループは顧客との間で、デジタル領域におけるマーケティング支援、ECサイト向けASPの提供等に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対するコンサルティングサービスの提供であります。

これらのサービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

d. 人材派遣

当社グループは顧客との間で、主として労働者派遣契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する当社グループのエンジニア派遣サービスの提供であります。

エンジニア派遣サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、主として労働者派遣契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

② デジタル人材育成派遣事業

当社グループは顧客との間で、主として労働者派遣契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する当社グループのエンジニア派遣サービスの提供であります。

エンジニア派遣サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、主として労働者派遣契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

③ 押しカルチャー&ゲーム事業

a. 受託開発

当社グループは顧客との間で、オンラインゲーム等の開発に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する受託開発サービスの提供であります。

受託開発サービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

b. 運用・保守

当社グループは顧客との間で、Webサイトやシステム、スマートフォンアプリ等の運用・保守に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する運用・保守サービスの提供であります。

運用・保守サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

c. 人材派遣

当社グループは顧客との間で、主として労働者派遣契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する当社グループのエンジニア派遣サービスの提供であります。

エンジニア派遣サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、主として労働者派遣契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

d. ユーザーからの課金収入

当社グループは、主としてスマートフォンでプレイするオンラインゲームの開発・運営を行っております。当該オンラインゲームは、アプリケーション配信プラットフォーム提供会社が提供するプラットフォーム上において、ゲームアプリケーション本体をユーザーに無償で提供し、当該ゲーム内で使用する通貨等を有償で提供しております。主たる履行義務は、顧客であるユーザーが、購入したゲーム内通貨を消費して入手したアイテムを用いてゲームを行い、当社グループがアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことであります。

当該履行義務は、当該役務の提供により充足されるものであり、ユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

e. 共同事業者から収受するレベニューシェア等

当社グループは、共同事業者がパブリッシャーとなり配信するオンラインゲームの運営業務の受託を行っております。当該共同事業者が収受したユーザーからの課金収入の一定割合を当社グループに分配する取引であり、主たる履行義務は、運営業務サービスの提供であります。

当該履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

会計上の見積りに関する注記

1. のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額
のれん 238,779千円
- (2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、対象会社の株式を取得して連結子会社とした際の当該対象会社の株式取得時の超過収益力をのれんとして認識しており、当該のれんが帰属する対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

のれんの取得価額については、外部の専門家を利用して、対象会社の株式取得時点における事業計画等を基礎としたDCF法（インカム・アプローチ）によって算出しております。

減損の兆候の有無を判定するに当たっては、対象会社ごとに営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みである場合や、経営環境の著しい悪化を把握した場合等の事象に基づき判定を行っております。

減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。

減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

②主要な仮定

当連結会計年度において取得した株式に対するのれんの取得価額の算定の基礎となる事業計画、及び、減損損失の認識、測定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りの前提となる翌連結会計年度以降の事業計画の策定に当たっての主要な仮定は、過去の受注実績及び受注残高に基づく将来の受注見込み、人員計画等であり、これらを総合的に勘案して決定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていないものと判断しておりますが、主要な仮定は、経営者の判断及び見積りの不確実性が高く、対象会社の業績が想定より伸び悩むこと等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 170,323千円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている、企業の分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の回収見込年度のスケジュールリングに用いられる仮定に依存します。将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、グループ各社の過去の受注実績及び受注残高に基づく将来の受注見込み、人員計画等、経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う主要な仮定を含んでおります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は、経営者の判断及び見積りの不確実性が高く、将来の課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があり、前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結計算書類「収益認識に関する注記 3. (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 110,034千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	4,158,762株	37,800株	－株	4,196,562株

(注) 発行済株式の総数の増減は以下のとおりであります。

新株予約権の行使に伴う新株式の発行による増加 37,800株

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	150,000株	－株	－株	150,000株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年3月17日開催の取締役会決議により、普通株式の配当に関する事項を次のとおりとしております。

- ①配当金の総額 32,070千円
- ②1株当たり配当額 8円
- ③基準日 2025年1月31日
- ④効力発生日 2025年4月11日

2025年9月12日開催の取締役会決議により、普通株式の配当に関する事項を次のとおりとしております。

- ①配当金の総額 56,555千円
- ②1株当たり配当額 14円
- ③基準日 2025年7月31日
- ④効力発生日 2025年10月10日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2026年3月17日開催の取締役会決議により、普通株式の配当に関する事項を次のとおりとしております。

①配当金の総額	56,651千円
②1株当たり配当額	14円
③基準日	2026年1月31日
④効力発生日	2026年4月14日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 253,300株 |
|------|----------|

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入によって調達しております。余資の運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。売掛金の一部は為替の変動リスクに晒されておりますが、計上金額が僅少であるためリスクは軽微であります。

投資有価証券は主に株式であり、発行会社の信用リスクにさらされております。当該リスクにつきましては定期的に発行体の財務状況等を把握することで、リスクの軽減を図っております。

差入保証金は、主に本社オフィスの敷金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、契約の際に事前調査を行い、信用度の高い企業と契約を結ぶことでリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰計画や支払予定表を作成するなどの方法により管理しております。

借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達であり、長期借入金はM&Aの資金及び運転資金の調達を目的として銀行から融資を受けたものであります。変動金利による借入は金利変動リスクに晒されており、当該リスクに関しては経理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金(*2)	556,035	407,262	△148,773
資産計	556,035	407,262	△148,773
(1) 長期借入金(*3)	1,198,382	1,198,382	－
負債計	1,198,382	1,198,382	－

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、また、「売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 「差入保証金」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の未償却残高が含まれております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(*4) 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	21,020千円

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,118,468	—	—	—
売掛金及び契約資産	1,756,926	—	—	—
合計	3,875,394	—	—	—

(注) 「差入保証金」については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

(注2) 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	674,998	—	—	—	—	—
長期借入金	387,628	335,388	260,956	160,364	37,971	16,075
合計	1,062,626	335,388	260,956	160,364	37,971	16,075

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	407,262	－	407,262
長期借入金	－	1,198,382	－	1,198,382

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金は、返還時期の見積りを行い、見積り期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回りによって割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	Webソリューション事業	デジタル人材育成派遣事業	推しカルチャー&ゲーム事業	計	
売上高					
受託開発	1,999,506	—	92,556	2,092,063	2,092,063
運用・保守	778,666	—	174,917	953,583	953,583
コンサルティング	656,956	—	—	656,956	656,956
人材派遣	75,318	1,777,697	530,751	2,383,766	2,383,766
オンラインゲーム運営におけるユーザーからの課金収入	—	—	2,282,797	2,282,797	2,282,797
オンラインゲーム運営における共同事業者から収受するレベニューシェア等	—	—	1,586,039	1,586,039	1,586,039
顧客との契約から生じる収益	3,510,447	1,777,697	4,667,061	9,955,206	9,955,206
外部顧客への売上高	3,510,447	1,777,697	4,667,061	9,955,206	9,955,206

(注) 当連結会計年度より、連結子会社の吸収合併に伴い経営管理区分の見直しを行い、サービスごとに適切な報告セグメントへの再配置を行っております。これにより、報告セグメントの区分を従来の「Webソリューション事業」「デジタル人材育成派遣事業」「オンラインゲーム事業」から、「Webソリューション事業」「デジタル人材育成派遣事業」「推しカルチャー&ゲーム事業」に変更しております。

2. 収益を理解する基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,247,979	1,195,754
契約資産	536,480	561,171
契約負債	221,212	204,177

契約資産は、主に請負契約について期末日時点で履行義務の充足により収益を認識しているが未請求の対価に対する権利に関するものであります。

契約負債は、主にオンラインゲーム配信サービスにおけるユーザーからの課金にかかる前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、221,212千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額は204,177千円であり、1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	440円32銭
1株当たり当期純損失(△)	△115円33銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

(Bunbu Joint Stock Company)

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：Bunbu Joint Stock Company

事業の内容：ソフトウェア開発等

(2)企業結合を行った主な理由

今回の株式取得により、収益の拡大、コストの最適化、優秀なタレントの確保、品質の向上、海外における事業展開等が期待でき、より効率的な運営が可能となるものと考えております。今後、当社とのシナジーの創出により、さらなる事業拡大を見込めるものと判断し、同社の全株式を取得し子会社化するものといたしました。

(3)企業結合日

2025年11月25日（みなし取得日 2025年10月1日）

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5)結合後企業の名称

2025年12月30日付でBUNBU COMPANY LIMITEDに変更しております。

(6)取得した議決権比率

100%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	25,634百万VND (約161,445千円)
取得原価	161,445千円

2026年12月期から2027年12月期までの業績達成度合いに応じて、条件付取得対価（アーンアウト対価）で最大9,787百万VND（約61,644千円）の支払が行われます。

なお、条件付取得対価は交付又は引き渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんを追加的に認識します。

※日本円表記は、株式取得時のレートである1円=158.78VNDにて計算しております。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	20,574千円
-----------	----------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんのお金

43,882千円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	108,078千円
固定資産	5,815千円
資産合計	113,894千円
流動負債	8,628千円
固定負債	732千円
負債合計	9,360千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

売上高	68,970千円
営業利益	18,595千円
経常利益	28,882千円
税金等調整前当期純利益	29,228千円
親会社株主に帰属する当期純利益	27,433千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(共通支配下の取引等)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2025年3月17日開催の取締役会決議に基づき、当社の完全子会社である株式会社ムービングクルーを吸収合併する合併契約を締結し、2025年6月1日付で吸収合併しております。

なお、本合併は、2025年4月25日の当社の株主総会で承認可決されております。

(1)取引の概要

①被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称：株式会社ムービングクルー

事業の内容：WEBシステム開発、スマホアプリ開発

②企業結合日

2025年6月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社ムービングクルーを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社アピリッツ

⑤その他取引の概要に関する事項

当社連結子会社である株式会社ムービングクルーは、当社のWebソリューション事業と同様に、システム開発において一気通貫にてコンサルティングから企画・開発・保守を行っております。また、グローバルに活躍するアーティストのファンコミュニティサイトの企画・開発・運営事業も手掛け、エンターテインメント事業の分野においてデジタル化支援を行っております。

今般、株式会社ムービングクルーの経営資源を当社へ集約して組織運営を一体化し、システム開発に関わる事業はWebソリューション事業へ統合、ファンコミュニティサイトの企画・開発・運営等は、オンラインゲーム事業のIPを活用した「推し活」ビジネスとして統合し、サービス提供の強化を目的として吸収合併することといたしました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(簡易新設分割による子会社の設立)

当社は、2025年8月1日付で、当社の推しカルチャー&ゲーム事業（以下、「本事業」）に関する権利義務について、新設分割により、新たに設立した株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナーに承継させるとともに、当社の100%子会社としております。

(1)取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：推しカルチャー&ゲーム事業

事業の内容：オンラインゲームの企画・開発・運営、ファンクラブサービスの企画・開発・運営

②企業結合日

2025年8月1日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナーを承継会社とする簡易新設分割

④結合後企業の名称

株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー

⑤その他取引の概要に関する事項

近年、当該事業を取り巻く市場環境は大きく変化しており、迅速な意思決定の重要性がますます高まっております。

このような事業環境下において、経営判断の迅速化と経営責任の明確化を行い、さらなる事業の成長と拡大を図るため、本事業を分社化することにいたしました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,545,865	流動負債	1,794,898
現金及び預金	1,279,704	買掛金	104,137
売掛金及び契約資産	935,266	短期借入金	674,998
仕掛品	8,687	1年内返済予定の長期借入金	379,300
その他	323,035	未払金	533,932
貸倒引当金	△829	未払法人税等	5,568
固定資産	1,914,848	契約負債	2,089
有形固定資産	137,916	賞与引当金	29,910
建物	93,055	受注損失引当金	20,182
工具、器具及び備品	44,861	その他	44,780
無形固定資産	536	固定負債	951,921
ソフトウェア	536	長期借入金	787,590
投資その他の資産	1,776,395	その他	164,331
関係会社株式	1,215,131	負債合計	2,746,820
投資有価証券	21,020	純資産の部	
差入保証金	536,034	株主資本	1,634,948
その他	5,418	資本金	653,187
貸倒引当金	△1,210	資本剰余金	551,357
		資本準備金	551,357
		利益剰余金	545,965
		その他利益剰余金	545,965
		繰越利益剰余金	545,965
		自己株式	△115,562
		新株予約権	78,944
		純資産合計	1,713,893
資産合計	4,460,713	負債・純資産合計	4,460,713

損益計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,770,275
売上原価	5,118,372
売上総利益	651,903
販売費及び一般管理費	1,166,249
営業損失(△)	△514,345
営業外収益	
受取利息	3,316
経営指導料	66,122
その他	5,137
営業外費用	
支払利息	20,051
経常損失(△)	△459,821
特別利益	
新株予約権戻入益	16,036
特別損失	
固定資産除却損	2,923
抱合せ株式消滅差損	44,372
税引前当期純損失(△)	△491,080
法人税、住民税及び事業税	2,091
法人税等調整額	243,103
当期純損失(△)	△736,274

株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利 益 剰余金合計				
2025年2月1日残高	645,112	543,282	543,282	1,370,865	1,370,865	△115,562	2,443,698	67,268	2,510,966
事業年度中の変動額									
新株の発行	8,075	8,075	8,075				16,150		16,150
剰余金の配当				△88,625	△88,625		△88,625		△88,625
当期純損失(△)				△736,274	△736,274		△736,274		△736,274
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								11,676	11,676
事業年度中の変動額合計	8,075	8,075	8,075	△824,900	△824,900	-	△808,749	11,676	△797,073
2026年1月31日残高	653,187	551,357	551,357	545,965	545,965	△115,562	1,634,948	78,944	1,713,893

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - 関係会社株式 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 主に定率法を採用しております。
ただし、建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～15年
 - ②無形固定資産
(のれんを除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。ただしサービス提供目的のソフトウェアについては、2年以内の見込利用可能期間に基づく定額法を採用しております。
 - ③のれん のれんの償却については、その効力の及ぶ期間(5年)の定額法により償却を行っております。

4. 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を計上しております。
 - ③受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① Webソリューション事業

a. 受託開発

当社は顧客との間で、Webサイトやシステム、スマートフォンアプリ等の開発に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する受託開発サービスの提供であります。

受託開発サービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

b. 運用・保守

当社は顧客との間で、Webサイトやシステム、スマートフォンアプリ等の運用・保守に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する運用・保守サービスの提供であります。

運用・保守サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

c. コンサルティング

当社は顧客との間で、デジタル領域におけるマーケティング支援、ECサイト向けASPの提供等に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対するコンサルティングサービスの提供であります。

これらのサービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

d. 人材派遣

当社は顧客との間で、主として労働者派遣契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する当社のエンジニア派遣サービスの提供であります。

エンジニア派遣サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、主として労働者派遣契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

② 押しカルチャー&ゲーム事業

a. 受託開発

当社は顧客との間で、オンラインゲーム等の開発に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する受託開発サービスの提供であります。

受託開発サービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

b. 運用・保守

当社は顧客との間で、Webサイトやシステム、スマートフォンアプリ等の運用・保守に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する運用・保守サービスの提供であります。

運用・保守サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

c. 人材派遣

当社は顧客との間で、主として労働者派遣契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する当社のエンジニア派遣サービスの提供であります。

エンジニア派遣サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、主として労働者派遣契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

d. ユーザーからの課金収入

当社は、主としてスマートフォンでプレイするオンラインゲームの開発・運営を行っております。当該オンラインゲームは、アプリケーション配信プラットフォーム提供会社が提供するプラットフォーム上において、ゲームアプリケーション本体をユーザーに無償で提供し、当該ゲーム内で使用する通貨等を有償で提供しております。主たる履行義務は、顧客であるユーザーが、購入したゲーム内通貨を消費して入手したアイテムを用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことでもあります。

当該履行義務は、当該役務の提供により充足されるものであり、ユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

e. 共同事業者から収受するレベニューシェア等

当社は、共同事業者がパブリッシャーとなり配信するオンラインゲームの運営業務の受託を行っております。当該共同事業者が収受したユーザーからの課金収入の一定割合を当社に分配する取引であり、主たる履行義務は、運営業務サービスの提供であります。

当該履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,215,131千円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、対象会社の株式を取得して関係会社とした際の当該対象会社の株式を関係会社株式として認識しており、取得価額をもって貸借対照表価額としております。

取得価額については、外部の専門家を利用して、対象会社の株式取得時点における事業計画等を基礎としたDCF法(インカム・アプローチ)によって算出しております。

関係会社株式の評価は、取得価額と比較して実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、相当の減額を行わないことがあります。

実質価額に超過収益力を反映して判定した場合には、株式取得時の事業計画と、当事業年度以前の実績及び翌事業年度以降の事業計画との比較を行うことで、超過収益力の毀損の有無を判定しております。

②主要な仮定

当事業年度における超過収益力の毀損の有無の判定に用いた翌事業年度以降の事業計画の策定に当たっての主要な仮定は、過去の受注実績及び受注残高に基づく将来の受注見込み、人員計画等であり、これらを総合的に勘案して決定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当事業年度においては、超過収益力の毀損の状況は識別されていないものと判断しておりますが、主要な仮定は、経営者の判断及び見積りの不確実性が高く、対象会社の業績が想定より伸び悩むこと等により見直しが必要になった場合、翌事業年度において、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千万円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている、企業の分類の妥当性、将来の課税所得の充分性、将来減算一時差異の回収見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存します。将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、過去の受注実績及び受注残高に基づく将来の受注見込み、人員計画等、経営者の判断と見積りの要素を伴う主要な仮定を含んでおります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は、経営者の判断及び見積りの不確実性が高く、将来の課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があり、前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	47,360千円
2. 保証債務	
発行保証金保全契約に対する債務保証	
株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー	158,300千円
3. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	153,566千円
4. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	185,451千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	
売上高	191,243千円
仕入高・販売費及び一般管理費	303,846千円
営業取引以外の取引高の総額	67,095千円

2. 抱合せ株式消滅差損44,372千円は、当社の連結子会社であった株式会社ムービンググルーを吸収合併したことに伴い、計上したものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	150,000株	－株	－株	150,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
一括償却資産	5,160千円
未払事業税	1,354 //
資産調整勘定	17,849 //
貸倒引当金	642 //
賞与引当金	9,158 //
フリーレント賃料	72,193 //
税務上の繰越欠損金	112,715 //
関係会社株式	152,060 //
その他	18,451 //
繰延税金資産小計	389,586千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△112,715 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△276,870 //
評価性引当額小計	△389,586千円
繰延税金資産合計	－千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 ムービンググループ	所有 直接100%	経営指導	経営指導料	3,000	未収入金	—
子会社	株式会社 Y's	所有 直接100%	経営指導	経営指導料	5,100	未収入金	3,953
子会社	Bee2B株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料	3,000	未収入金	275
子会社	株式会社クエイル	所有 直接100%	経営指導	経営指導料	1,200	未収入金	110
子会社	株式会社アピリッツ・ ファンカルチャーパー トナー	所有 直接100%	経営指導 債務保証 回収代金の 一時預かり	経営指導料	52,922	未収入金	128,195
				債務保証	158,300	—	—
				回収代金の 一時預かり	144,007	未払金	144,007
孫会社	株式会社JUTJOY	所有 直接100%	経営指導	経営指導料	900	未収入金	165

(注) 取引条件については、役務提供の対価として交渉の上、決定しております。

3. 兄弟会社等
該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

収益認識に関する注記

「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	404円03銭
1 株当たり当期純損失 (△)	△182円48銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合に関する注記

「連結注記表 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

なお、当該合併に伴い、抱合せ株式消滅差損44,372千円を損益計算書において特別損失に計上しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社アピリッツ
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 田代 学
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 志村 翔子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アピリッツの2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アピリッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社アピリッツ
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 田代 学
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 志村 翔子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アピリッツの2025年2月1日から2026年1月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役又は、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月27日

株式会社アピリッツ 監査役会
常勤監査役 三原 順 ㊟
監査役 石上 尚弘 ㊟
監査役 伊藤 英佑 ㊟

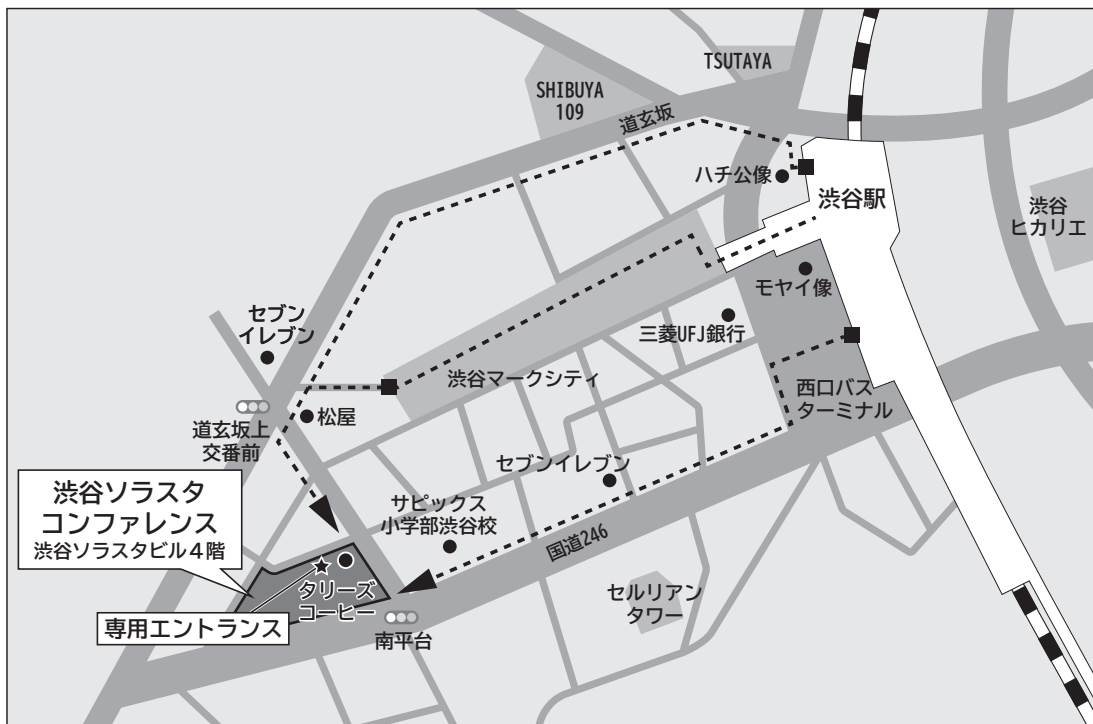
(注) 監査役石上尚弘及び監査役伊藤英佑は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

[会 場] 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスト 4階 渋谷ソラストコンファレンス 4A

交通のご案内



●アクセス

- ・JR各線 渋谷駅西口から 徒歩6分
- ・京王井の頭線 渋谷駅 渋谷マークシティ 4F 「道玄坂上方面出口」から 徒歩2分
- ・JR各線 渋谷駅ハチ公口から 道玄坂経由 徒歩7分
渋谷マークシティ経由でのご来場を推奨いたします。

※会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。